

公益財団法人日独文化研究所 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日独文化研究所（以下「本法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寄附金 一般寄附金、公募寄附金、特別寄付金。

(2) 通常寄附金 本法人の賛助会員又は本法人の賛助会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。

(3) 公募寄附金 本法人の賛助会員又は本法人の賛助会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。

(4) 特別寄附金 前各号のほかに、個人又は団体から受領する寄附金。

2 前項の定める寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第3条 本法人は常時通常寄附金を募ることができる。

2 通常寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(公募寄附金の募集)

第4条 公募寄附金を募集するときは、募集の趣旨もしくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途、及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）について、理事会の承認を得なければならない。

2 公募寄附金は、適正な募集経費を控除した残額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付)

第5条 公募寄附金を募集するときは、募金目論見書を、寄附を希望する者に事前に交付しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者には、募金目論見書を事後に交付することができる。

(領収書等の送付)

第6条 通常寄附金又は公募寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、領収書、及び第4条第1項の定めによる募金目論見書並びに認定書の写しを寄附者に送付するものとする。

2 特別寄附金の領収書には、本法人の主たる業務である公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(公募寄附金にかかわる結果の報告)

第7条 本法人は、公募寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定（又は事業計画）、今後の予定、その他募集結果にかかわる必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。なお、この交付はホームページ上における公開に代えることができるものとする。

2 本法人は、公募寄附金の支出又は公募寄附金にかかわる事業等の遂行が完了したときは、当該寄附金の収支にかかわる収支決算書、及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。なお、この交付はホームページ上における公開に代えることができるものとする。

(特別寄附金)

第8条 本法人は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。特別寄附金の受領に際しては、本法人指定の様式の寄附金申込書により、寄附者の資金使途等の意思を予め確認しなければならない。

2 前項の定めによる特別寄附金について、寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用等の方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱について、理事会の承認を得なければならない。

(寄附金の適切な使用)

第9条 本法人は、寄附金を寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄附金受け入れの制限)

第10条 寄附金が下記各号に該当する場合、もしくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得た上で、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、その寄附により特別の利益を受ける場合。

(2) 寄附者がある寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。

(3) 寄附金の受け入れに起因して、本法人の著しい資金負担が生ずる場合。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本法人の業務の遂行上支障があると認められる場合、及び本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(使途の変更)

第11条 本法人は、次の各号に掲げる場合には、理事会の承認を得た上で、当該寄附金の使途を変更することができる。

(1) 寄附の目的が達成された場合。

(2) 寄附の目的が達成されない場合で、理事会により使途の変更内容が適当と認められた場合。

(情報公開)

第12条 本法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第13条 寄附者に関する個人情報については、公益財団法人日独文化研究所個人情報管理規程に基づき、細心の注意を払って管理並びに保護を行うようつとめなければならない。

(事務)

第14条 寄附金にかかわる事務については、事務局長がこれを担当する。

(細則)

第15条 本規程において定めるもののほか、寄附金の取扱に関して必要な事項については、別に定める。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

第1条 本規程は、平成27年3月3日から施行する。

2 平成27年5月28日、一部改正。